

市民部所管施設の受動喫煙防止対策について

「健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）」の2019年7月1日施行に伴い、市民部所管施設敷地内での喫煙について、特定屋外喫煙場所等を設置することが困難であるため、2019年7月1日から敷地内（屋内外）はすべて禁煙といたします（※加熱式たばこを含む）。

＜市民部所管施設＞

- ・ 忠生市民センター
- ・ 鶴川市民センター
- ・ 南市民センター
- ・ なるせ駅前市民センター
- ・ 堺市民センター
- ・ 小山市民センター
- ・ 木曾山崎コミュニティセンター（木曾山崎連絡所）
- ・ 上小山田コミュニティセンター
- ・ 三輪コミュニティセンター
- ・ つくし野コミュニティセンター
- ・ 成瀬コミュニティセンター
- ・ 木曾森野コミュニティセンター

【周知方法】

各施設に周知ポスターを掲示予定（6月から）
町田市公式ホームページに掲載予定（7月から）
広報まちだ（7月1日号）に掲載予定